平成２５年（フ）第６５号
神奈川県伊勢原市池端267番地の１　ルミエール駒形Ⅰ―101号
債務者　髙宮きみ江
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１４号
新潟県上越市三和区本郷477番地
債務者　髙橋　尚也
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１２１号
新潟県上越市南高田町５番30号、前住所新潟県上越市南高田町３番17号
債務者　横川　将之
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第３号
新潟県上越市大島区上達646番地４
債務者　岩野アヤ子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２３５号
愛知県江南市藤ヶ丘６丁目１番地４　江南団地61棟102号
債務者　岡田　悦一
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２３６号
愛知県江南市藤ヶ丘６丁目１番地４　江南団地61棟102号
債務者　岡田かずゑ
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２０号
愛知県一宮市住吉２丁目４番地６　シャトレ愛松一宮Ⅱ406号
債務者　杉山　智恵
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２３号
長崎県長崎市扇町30番10―602号、旧住所神奈川県横浜市港北区新吉田東３丁目３番18―302号
債務者　山内　清香（旧姓島野）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２４号
仙台市太白区袋原２丁目15番55号
債務者　渡邉　治子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
仙台市宮城野区福室５丁目23番14―1013号
債務者　佐藤　裕幸
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
仙台市青葉区水の森１丁目１番23号　サニーライフ水の森201
債務者　櫻庭　正幸
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
秋田県潟上市天王字一向74番地　一向団地２―31
債務者　櫻庭　優喜
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３号
秋田市仁井田字新中島1056番地11
債務者　髙橋　　恵
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２号
山形県最上郡真室川町大字新町779番地５
債務者　舟生　　伸
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第５号
山形県最上郡最上町大字大堀1007番地
債務者　伊藤　京子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第２３号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚1302番地の３
債務者　横倉　由希
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３２号
茨城県笠間市福原787番地４
債務者　田中　　貢
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３５号
茨城県笠間市平町1589番地10　藤井（文）住宅５号、前住所茨城県笠間市吉岡242番地１仲田住宅Ｃ－８
債務者　渡邉　基史
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
水戸地方裁判所